介護老人保健施設湖北やすらぎの里施設サービス運営規程

令和７年４月１日病院事業管理規程第14号

（趣旨）

第１条　この規程は、長浜市病院事業の設置等に関する条例（平成18年長浜市条例第209号）第３条第６項第４号の規定に基づき、長浜市立湖北病院が実施する指定介護老人保健施設サービスの適正な運営を確保するために、必要な事項を定めるものとする。

（施設の名称等）

第２条　介護老人保健施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称	所在地
介護老人保健施設湖北やすらぎの里	滋賀県長浜市木之本町黒田1221番地

（施設の目的）

第３条　介護老人保健施設湖北やすらぎの里（以下「施設」という。）は、要介護状態にある高齢者に対し、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むこと及び居宅における生活に復帰することができるよう、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話、機能訓練等の必要な世話を行うことにより、療養生活の質の向上を図ることを目的とする。

（運営方針）

第４条　施設の職員は、施設サービス計画に基づき、入所者が可能な限り居宅において有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学管理の下における入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う。

２　事業の実施に当たっては、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域及び家族との結びつきを重視した運営を行い、市、居宅介護支援事業者、介護保険サービス事業者その他の保健・医療・福祉サービス提供者との綿密な連携に努める。

３　施設の職員は、サービスの提供に当たり、入所者若しくは他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急かつやむを得ない場合を除き、身体拘束その他の入所者の行動を制限する行為を行わない。

４　施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

（職員の職種、員数及び職務内容）

第５条　施設の職員の職種及び員数は、次のとおりとする。ただし、施設の管理運営上必要と認めるときは、職員を置くものとする。

（１）　管理者　１人
（２）　医師　１人以上
（３）　薬剤師　１人以上
（４）　支援相談員　１人以上
（５）　看護師又は准看護師　８人以上
（６）　介護士　２１人以上
（７）　管理栄養士　１人以上
（８）　介護支援専門員　１人以上
（９）　理学療法士又は作業療法士　１人以上
(10)　事務員　１人以上

２　前項に定める職員の職務内容は、次のとおりとする。

（１）　管理者は、所属職員を指導監督し、適切なサービスの提供が行われるよう実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
（２）　医師は、主として入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行う。
（３）　薬剤師は、入所者に対して、医師の処方に基づき薬剤の調剤を行い、必要に応じて服薬に関する注意及び効果、副作用等に関する状況を把握し、薬学的管理指導を行う。
（４）　支援相談員は、管理者の補助、入所者等の療養相談の対応、レクリエーション等の計画及び指導並びにボランティアの指導を行い、施設サービス計画に基づいたサービスの実施のために必要な連絡調整を行う。

（５）　看護師又は准看護師は、施設サービス計画に基づき、主として入所者の健康管理を行う。
（６）　介護士は、施設サービス計画に基づき、主として入所者の介護を行う。
（７）　管理栄養士は、主として入所者の栄養管理指導及び食事相談を行う。
（８）　介護支援専門員は、主として入所者の施設サービス計画を作成する。
（９）　理学療法士又は作業療法士は、個別のリハビリテーションプログラムを作成し、日常生活を送るうえで必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練及び指導を行う。
(10)　事務員は、施設運営に関する事務全般を行う。

（入所定員）

第６条　入所定員は、84人（指定短期入所療養介護サービス利用者及び指定介護予防短期入所療養介護サービス利用者を含む。）とする。

（施設サービスの内容）

第７条　入所者に対する施設サービスの内容は、次のとおりとする。
(1) 入浴、排せつ、食事等の介護
(2) 食事の提供
(3) 相談及び援助
(4) 機能訓練
(5) 医学管理及び看護
(6) その他レクリエーション等

（利用料等の受領）

第８条　サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該施設サービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者の介護保険負担割合証に記載された割合（介護保険法（平成９年法律第123号）第50条又は第69条の規定の適用を受ける場合は、それに応じた割合）の額、法定代理受領サービス以外のサービスは、介護保険報酬額の相当額を徴収する。

２　前項のほか、次に定める費用については、その使用に応じて入所者から徴収するものとする。なお、第１号、第６号及び第７号の各号に定める費用については、当該各号に定める額に消費税法（昭和63年法律第108号）に定める税率を乗じて得た額を当該費用に加算する。
（１）　二人室使用料　１日につき300円
（２）　居住費　１日につき個室1,668円　多床室377円
（３）　食費　１日につき1,920円
（４）　日用品費　実費
（５）　教養娯楽費　実費
（６）　利用料領収証明書　１通につき1,000円
（７）　死体清拭料　5,000円

３　前項各号に掲げるもの以外のサービスで費用の徴収が必要となる場合は、その都度入所者又はその家族に説明を行い、同意を得たものに限りサービスを提供しそのかかる費用を徴収する。

４　介護保険法で定める入所者負担段階が第１段階から第３段階までの入所者については、第２項第２号及び第３号の規定にかかわらず、厚生労働大臣が定めた基準費用額を料金とし、負担限度額を自己負担額とする。

５　サービスの提供に際しては、入所者又はその家族に対して、その内容及び費用について説明を行い同意を得るものとする。

（利用に当たっての留意事項）

第９条　利用に当たっての留意事項は、次のとおりとする。
（１）　入所中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事を摂取すること。
（２）　食費は、保険給付外の利用料と位置づけられているが、施設は入所者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任すること。
（３）　面会は、午前９時00分から午後７時00分までとする。
（４）　外出又は外泊を希望する場合は、事前に管理者に届け出て許可を得ること。
（５）　敷地内での喫煙は、禁止する。
（６）　火気の取扱いは、禁止する。

（７）　設備及び備品の利用は、職員に申し出て利用すること。
（８）　金銭及び貴重品の持込みは、原則禁止とする。
（９）　外泊時等の施設外での受診は、当施設医師の許可を受けること。
(10)　ペットの持込みは、禁止する。
(11)　他利用者への迷惑行為は、禁止する。

（業務継続計画の策定等）

第10条　施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

２　施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。

３　施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第11条　施設は、安全かつ適切に、質の高い施設サービスを提供するために、事故発生防止マニュアルに基づき、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。

２　施設は、入所者への介護保健施設サービスの提供により事故が発生した場合、速やかに、当該入所者の家族及び保険者に連絡するとともに、必要な措置を講ずる。

３　前項の場合において、事故の状況及び当該事故に際して講じた措置を記録する。

４　第２項の場合において、施設が賠償すべき損害が生じたときは、速やかにその損害を賠償する。

５　前４項に掲げる措置を適切に実施するため、担当者を置くものとする。

（苦情及びハラスメントの処理）

第12条　施設は、入所者及びその家族からの苦情及びハラスメントに対し迅速かつ適切に対応するために、苦情及びハラスメントを受け付けるための窓口の設置等必要な措置を講ずるものとする。

２　前項の苦情及びハラスメントを受け付けた場合には、当該苦情及びハラスメントの内容等を記録するものとする。

（身体的拘束その他の行動制限）

第13条　施設は、入所者の生命又は身体を保護するため緊急かつやむを得ない場合、入所者に対し隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法により行動の制限（以下「身体拘束」という。）を行うことがある。

２　施設は、身体拘束を行う場合、事前に入所者又はその家族等に対し、行動制限の根拠、内容及び見込まれる期間について説明するものとする。ただし、緊急を要する場合において、入所者又はその家族等に対し事前の説明を行う暇がないときは、身体拘束の後、可及的速やかに説明するものとする。

（非常災害対策）

第14条　施設は、非常災害対策に備えて、火災、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、年２回以上避難、救出その他必要な訓練を行う。

２　施設は、非常災害の発生の際に事業が継続できるよう、他の社会福祉施設との連携及び協力を行う体制を構築するものとする。

３　施設は、第１項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

（人権擁護及び虐待防止）

第15条　施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる事項を実施するものとする。

（１）　虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
（２）　虐待防止のための指針を整備する。
（３）　虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
（４）　前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

（秘密の保持及び個人情報の保護）

第16条　個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下この条において「個情法」という。）

及び長浜市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年長浜市条例第29号）に基づき、業務上知り得た入所者及びその家族等に関する個人情報(個情法第２条第１項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を適切に取り扱うものとする。ただし、次の各号については、必要な場合、情報提供を行うことができるものとする。なお、個人情報の取扱いは、利用終了後も同様に取り扱うものとする。

（１）　居宅介護支援事業所等との連携

（２）　入所者に病状の急変が生じた場合等における病院への連絡等

（３）　生命・身体の保護のために必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）

（その他運営に関する重要事項）

第17条　施設は、入所者に適切なサービスが提供できるよう勤務体制を整備し、職員の資質向上を図るため、研究及び研修の機会を設けるものとする。

２　施設は､入所者が使用する施設､食器その他の設備又は飲料水について衛生上必要な措置を講じ、医薬品及び医療機器の管理を適切に行い、感染症対策についても必要な措置を講ずるものとする。

３　施設は、被保険者証により資格、要介護認定の内容及び期間を確認し、認定審査会の意見が記載されている場合は、当該意見に配慮したサービスを提供するものとする。

４　その他の運営に関する事項は、関係省令及び滋賀県条例を遵守する。

（その他）

第18条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附　則

この規程は、公布の日から施行する。